

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年2月1日

独立行政法人国立病院機構

静岡てんかん・神経医療センター院長 今井 克美

1. 競争に付する事項

(1) 調達等件名

院内洗濯業務委託契約

(2) 仕様等

別紙仕様書による。

(3) 履行期間

令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

(4) 履行場所

独立行政法人国立病院機構静岡てんかん・神経医療センター

(5) 入札方法

入札金額については、調達等件名の履行に係る一切の費用を織り込んだ額を記載すること。落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

第一交渉権者の決定については、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者を契約の交渉権者とし、その者が複数の場合は、入札した価格に基づく交渉順位を付し、第一交渉権者を決定する。

2. 競争に参加する者の必要資格に関する事項

(1) 契約細則第5条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 契約細則第6条の規定に該当しない者であること。

(3) 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一参加資格）において「役務の提供」のA・B・C又はDに格付けされ、東海北陸地域の競争参加資格を有する者であること。

(4) 契約細則第4条の規定に基づき、当該入札の委任を受けた経理責任者が定める資格を有する者であること。

(5) 医療法施行規則第九条の十四に基づき下記の条件を満たしていること。

1. 受託業務を行うために必要な従事者を有すること。

2. クリーニング業法に基づきクリーニング所の開設の届出を行っていること。

3. 次に掲げる事項を記載した標準作業書を常備し、従事者に周知すること。

一. 洗濯物の処理の方法

二. 施設内の清潔保持の方法

4. 次に掲げる事項を記載した業務案内書を常備していること。

一. 業務の管理体制

- (6) 医療関連サービスマーク認定を受けている者であること。
- (7) 受託業務の責任者として施設の洗濯に関し相当の知識及び経験を有する者が受託業務を行う場所に置かれていること。
- (8) 従事者に対して、適切な研修を実施していること。

3. 競争執行の場所

- (1) 入札書・その他関係書類の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
〒420-8688 静岡県静岡市葵区漆山 886
独立行政法人国立病院機構 静岡てんかん・神経医療センター
事務部 企画課 契約係長 増田 洋
電話 054-245-5446 (内線 2094)
- (2) 競争参加資格等の証明及び受領期限
令和 6 年 2 月 22 日 (木) 17 時 00 分
- (3) 入札書の受領期限
令和 6 年 2 月 22 日 (木) 17 時 00 分
- (4) 開札の日時及び場所
令和 6 年 2 月 27 日 (火) 10 時 00 分
独立行政法人国立病院機構静岡てんかん・神経医療センター
管理棟 3F カンファレンスルーム

4. その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
免除
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に本公告に示した調達等件名を履行できることを証明する書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、経理責任者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる業務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 契約の相手方の決定方法
本公告に示した物品等を納入できると経理責任者が判断した資料を添付して入札書を提出した入札者であって、契約細則第 21 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を第一交渉権者とする。決定後はその者と直ちに交渉をし、契約価格を決定する。ただし、交渉が不調となり、又は交渉開始から 10 日以内に契約締結に至らなかった場合は、経理責任者は交渉順位に従い、他の交渉権者と交渉を行うことができる。
- (7) 詳細は入札説明書による。